

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
1	入札説明書	5	2	(1)	オ	(イ)	a	(※1) 設計・建設業務に係る注意書(※1)において、「平成32年度以降に実施する業務についても、国の交付金が活用可能であれば、活用することとします」とあります。ついては、貴県としては、事業者の資金調達に係る提案内容にかかわらず、優先順位としてまずは国の交付金の活用を志向されるスタンスである、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	4/30公表
2	入札説明書									後日回答公表
3	入札説明書	8	2	(1)	オ	(エ)	a	設計建設業務の対価 平成32年度以降に実施する設計・建設業務の対価については“事業実施年度の翌年度から事業終了年度までの間、年度毎に1回、元金均等により支払われる”とのことですが、例えば、平成32年度に実施した業務についてはその対価を平成33年度から平成47年度の15回に分割してお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。また、平成47年度に実施した業務についてはその対価の支払いタイミングは平成48年度になるという理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、地方自治法第235条の5に基づき、完了検査による完了確認後から平成47年度の出納閉鎖期日(平成48年5月31日)までに、事業契約書(案)別紙2「2(3)②支払手続」に示される方法で一括で支払われます。	4/30公表
4	入札説明書									後日回答公表
5	入札説明書									後日回答公表
6	入札説明書									後日回答公表
7	入札説明書	10	2	エ	(b)	a	i)	施設の利用に対する権利 実施方針に対する質問への回答No.60及びNo.67で「関係機関に確認後、入札説明書等で示す」とあった結果についてご教示下さい。	県は、バイオガス利活用施設と同等の対価性を有するものとして、バイオガスを無償で譲り受けバイオガス利活用施設の運営により生成物を製造して専属的に活用することができる権利を事業者に対して付与することとします。詳細は、事業契約書(案)第45条第2項をご参照下さい。なお、税法上の取扱については質問No.8への回答をご参照下さい。	4/30公表
8	入札説明書	10	2	エ	(b)	a	i)	施設の利用に対する権利 実施方針に対する質問への回答No.58であった「繰延資産又はその他項目として、事業期間に渡り償却できることを想定しております」について、仮に事業開始後に管轄税務署の指導により特別目的会社にかかる税負担が増加した場合は、その分を貴県にて負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	管轄税務署の指導により特別目的会社のバイオガス利活用施設の利用に対する権利に係る税負担が増加した場合は、原則事業者の負担とします。	4/30公表
9	入札説明書									後日回答公表
10	入札説明書									後日回答公表
11	入札説明書									後日回答公表
12	入札説明書									後日回答公表
13	入札説明書									後日回答公表
14	入札説明書									後日回答公表
15	入札説明書									後日回答公表
16	入札説明書	11	2	(1)	キ			生成物販売収入等の県への配分 「事業者が生成物の販売で得た収入のうち10%を県へ配分額とし、県はサービス購入料Bからこれを差し引いた額を支払います」とありますが、サービス購入料Bの費用を精算される際に適用される「得た収入」とは、提案値ではなく、実績値と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は事業契約書(案)別紙2「4(1)バイオガス又はバイオガス生成物の売却等の収入の県への収入配分」をご参照下さい。	4/30公表
17	入札説明書	16	3	(3)	キ			技術対話 技術対話の内容は原則公表されるのでしょうか、ご教示ください。	原則非公表とします。ただし、対話参加者間での公平性を保つ必要がある場合は、各応募グループの代表企業に技術対話の内容の一部(各対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係る内容は除く)を通知する場合があります。	4/30公表
18	入札説明書	22	3	(5)	カ	(ア)		入札予定価格 「本事業の入札予定価格については、県が直接実施した場合の設計・建設業務及び運営・維持管理の費用を算出して合計し、そこから生成物の販売収入(但し、県への生成物の販売収入の配分額を除く)及び事業期間終了時の汚泥処理事業における更新施設の残存価額を差し引いて、算出しています。」との記述がありますが、ここではバイオガスを全量場内利用するケースを想定されていると理解してよろしいでしょうか。また、その場合の設計・建設費及び運営・維持管理費、生成物の販売収入の算出根拠をご教授頂けますか。	前段は、汚泥を全量消化のうえ、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の活用による売電収入を想定しております。後段は、以下に示す算定式により、入札予定価格を算定しています。なお、具体的な算出根拠は開示しません。 入札予定価格=設計・建設費+運営・維持管理費-売電収入の90%-残存価格※ ※事業期間終了時の汚泥処理事業における更新施設の残存価格	5/2公表
19	入札説明書	22	3	(5)	カ	(ア)		入札予定価格 本事業の入札予定価格7,953,284,160円及び事業期間中の運営・維持管理費(サービス購入量B-1及びB-2)の予定価格2,711,253,600円の内訳について、①建設、更新費②修繕費③用役費(電力、薬品、燃料など)④人件費(オペレーションコスト)⑤バイオガス利活用に伴う便益など可能な範囲で明示下さい。	具体の数値は示せません。	4/30公表
20	入札説明書	26	3	(6)	キ			事業者を選定しない場合 応募者あるいは入札参加者が1者しか出なかった場合でも、県の財政負担削減の達成が見込め、本事業をPFI事業として実施することが適当であると県が判断した場合は、当該応募者が落札者となり得ると考えて宜しいでしょうか。	応募者が1者でも、入札は成立します。ただし、「キ事業者を選定しない場合」(p26)に該当する場合は、事業者を選定しません。	4/30公表

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
21	入札説明書	26	3	(7)	イ			特別目的会社の設立等	「県が兼業を承諾する業務としては、・・・清掃業務、外構維持管理業務、消防設備点検業務等・・・」とありますが、p.7の「その他業務」では、これらの業務が列記され、本事業（民間事業者の業務範囲）に含まれるように取れます。これらの業務については、本事業の範囲内か否かについてご教示下さい。また、範囲内の場合、ここでいう「承諾」とはどのような意図でしょうか。（提案したにも係らず、承諾しないということがあるのでしょうか。）	P7の『その他業務』は本事業の事業範囲内に限った業務内容ですので、事業者（特別目的会社）の業務です。『県が兼業を承諾する業務』は、本事業の範囲外で行う事業を指します。	5/2公表
22	入札説明書	27	3	(7)	カ	(ア)		契約保証金の納付	「かかる工事費相当額及び・・・」とありますが、ここでいう工事費相当額には、長寿命化支援制度における修繕は含まないという理解で宜しいでしょうか。	長寿命化支援制度における修繕は、契約保証金の対象に含まれます。	4/30公表
23	入札説明書										後日回答公表
24	入札説明書										後日回答公表
25	入札説明書										後日回答公表
26	入札説明書										後日回答公表
27	入札説明書										後日回答公表
28	入札説明書										後日回答公表